

○みなし認定に関するお問い合わせ Q&A

Q：今回の案内はどういうことですか？

A：平成29年4月1日からのFIT改正に伴い、経済産業省から発電事業者様に対し、新制度への移行手続きを、過去に設置している発電事業者様も含め、各自で行って下さいという内容です。今まで設備の登録は、国が把握をしていましたが、発電事業者としての事業確認を行っていなかったため、今回の法改正となっております。

Q：アエラホームにて代行手続きを行ってくれるのですか？

A：経済産業省にも確認しましたが、あくまで発電事業者様に行って頂く手続きとなります。

Q：設備IDとは何ですか？教えてもらえますか？

A：設備IDは検針票に記載されているか、記載のない場合は電力会社へ契約者様がお問い合わせ頂いても教えてもらえます。

Q：ログイン・パスワードを教えてもらえますか？

A：ログインID・パスワードがわからない場合でも、紙申請での手続きであれば問題ありません。資源エネルギー省HPで照会も可能ですが、手続きが複雑で、時間がかかりますのでお勧めしていません。

Q：事業計画のチェック欄に同意したくないのですが。

A：発電事業者様としての条件を満たさなくなり、認定が失効となる可能性があります。どうしてもご納得ができない場合には、直接、経済産業省へお問い合わせ下さい。

Q：提出しなかった場合はどうなるのですか？

A：提出期限までに「事業計画書」が提出されなかったからといって直ちに認定が失効するわけではありませんが、最終的に「事業計画」が提出されなければ認定取消の対象になりますので、提出をお願い致します。

Q：代行提出依頼書の項目で、メールアドレス・FAX共に無い場合はどうすればいいですか？

A：未記入でも構いませんが、手続代行センターから移行完了時の通知が配信されません。紙申請書を郵送後、2ヵ月後くらいに経済産業省・資源エネルギー庁へ移行完了の有無を電話にてご確認下さい。

■経済産業省・資源エネルギー庁 窓口（なっとく！再生可能エネルギー）

0570-057-333（受付 9:00～18:00）土日祝日を除く